

# 津輕信政時代における

## 法令の整備

——農民統制を中心——

### 蝦名庸一

(三)

四代弘前藩主津輕信政が、中興の英主として、その治績各方面にわたり弘前藩の誇るべき名君であつたことはよく知られてゐるところである。

こゝでは、この信政時代において法制面がどのように整備されていつたかの一端を明かにして、信政の事績をしのびたいと思ふのである。

信政が先代信義の病没により、幕命を受けて藩主の地位にのつたのは、明暦二年（一六五六）二月二日、数え年十一歳の時、江戸在任の折であつた。幼少の故に叔父津輕信英が後見役となり、更に叔父津輕百助や老臣神保三右衛門がよく補佐し、藩政の確立に力をつくしたのである。<sup>(注二)</sup>後見役津輕信英はその年の閏四月十一日に、江戸より弘

前に着き、藩政全般の指導に當つてゐるが、寛文二年（一六六二年）九月二十二日には四十三歳で病没してゐるから信政の政治を補佐した期間は六年位のものであつた。信政は叔父信英の病死の前年寛文元年（一六六一）六月三日に藩主として初めて弘前に入り、十六歳の年少とはいへながら、厳正なる治政によつて弘前藩の面目を一新しようとの固い決意を以て政務を総裁していくことゝなつた。

当時の藩士、人民が極めて純朴で、礼節を十分わきまえていなかつた事を示す逸話が、信政の弘前着の折の事として伝えられてゐる。<sup>(注四)</sup>それは、信政の一行が先例に従つて大間越の関を越えて弘前へ入るとき、沿道に出迎える者数十人を数えたり、

、その際殊に藩士等が石渡まで出迎えて、信政の成長ぶりをひどく喜び、中には御乗物の扉を開けて酒飯をすゝめる者もあつたといふのである。信政はその質朴をよるこぶこ同時に風俗の極め、野、ひなびてゐるのを歎息し

哀れなり吾妻の果に住身とて

人の人たる道し知らねは<sup>(注七)</sup>

の和歌を詠んでいる。それ故に信政は文教を盛んにして風俗を改めようと考へ、單に藩士のみならず百姓町人に対しても其の勤むべき職分や心構をしばしば布告、法度、御家訓として布達して、右之条々堅可相守者也と厳しく戒めてゐるのである。例へば寛文元年(一六六一)六月二十一日、弘前着城後間もなくのこと、次の如き十一箇条から成る諸法度を領内に示した

### 諸法度

一、不論貴賤、父母兄弟孝友之輩及節婦等於有之は、郡奉行、町奉行、目付方より見及聞及次第、急度可申上事。勿論不孝不弟之輩有之は可申

上事。

2、百石士之嫡子、二百石以上之子弟、十一歳より弓馬、諸礼、讀書之習熟、十六歳より以上は學問義理之講習、武藝稽古、間断不仕様、父兄可致敬戒事。

3、自今以後、非番在国之士、弓馬を不嗜、肆に耽酒色之輩、考事の実否、可処罪科事。

4、訴訟之儀は頭有之者は頭を以申上、頭無之者に於ては親類縁者之内、一兩輩召連、奉行所江可罷出事。若徒党を立て搦誣狀に於ては、縦雖為道理、堅立申問敷事。

5、衣服之爭、百石以上、向後絹綿木綿可着之。百石以下は可為木綿、此外堅停止之。惣而下々之者は半漂帶等に至迄木綿之外可為無用事。

6、振舞之膳木具并盃台停止之。二汁五菜肴二種酒三献に不可過事。惣而珍客嫁娶之節たりと雖饗應堅可致事。

7、音信贈答之品、重き物可為無用、酒肴等に至る迄可為整少事。

8、嫁娶之儀近年甚華麗に反。自今以後諸道具以下分に過ぎたる結構不致。可用儉約事。

(注九)した。

9、羈旅行人、尤加憐恤、一切不可有慢易。若致病死に及びては檢使可差遣之旨可相触事。

10、土民町人は五人組を立、向後万事可申合事。

11、分内之量衡、一國通用、無私曲堅可申付事。

以上諸法度は、先下封建社会における秩序維持の見地から孝悌、婦道を奨励し(1条)、更に上級武士の子弟を将来の領内指導の中堅となすべき爲、学芸、武術の訓練を怠らないよう父兄がよく留意すべき事を戒めている(2条)。そして服装は分に從つて儉素たるべく(5条)。冠婚葬祭、振舞、贈答の華麗や贅澤を禁じ(6、7、8条)、旅人に対する親切な態度や度量衡にしまかしのないようになすに注意してゐるのである(9、11条)。百姓や町人は五人組を結んで、諸事申合せていくことを命じた(10条)。

此の法度を出した翌寛文二年(一六六二年)には、十七箇条から成る藩士に対する御家訓を言渡

家訓条々

1、從公儀、被仰出之条々、堅相守其旨、違背仕間敷事。

2、武頭、物奉行之輩、私を構へ最價偏頗之儀、可爲曲事事。

3、家職之儀、常々無油断可相勤。附、武具、馬具、人袴等其分限に隨ひ可相嗜事。附、刀、脇差、衣類等諸人の目に懸りたる様に可覺悟事。

4、手戻たる者を隠し置間敷候。惣て他所の者に於ては假親類縁者在り共家老共に無断して一宿或致し間敷事。

5、喧嘩、口論、落書、張文堅く禁制之事。若し屋敷中に喧嘩於有之は当番の面々は其所を守り不可懸集。番所近所に至而は其輩可計之。勿論令荷担者は可爲重料事。

6、屋敷中ニ火事出来し時は早速其所に馳付集り打消可申事。

7、供之時は不及申、道方るき候時は惣て人に行

当の如様に可仕候。并供替りの刻、又使ひ等に罷越候節、道寄り仕間敷候。自然差当り無換用所有之は其輩の頭に相断、可仕差凶事。附、供の先にて他之者と入交り罷在間敷事。

8、御一門は不及申、御入魂之衆は無礼仕間敷事。馬上たる者何方にて懸御目候共下馬可仕事。

9、面々内の音町等にて立事致に於ては遂穿鑿、品に寄り当人は不及申、主人迄も曲事可申付事。

10、其身は勿論、召使の者迄も人請に不可立事。

11、大小事に就き徒党を立候輩可爲罪科事。

附、傍輩の内仔細有て家中に立退時分或は日采入魂之族或は親類縁者等其首に荷担致し無仔細立退輩は可爲逆心之罪科事。

12、諸傍輩之中申付る儀仕間敷事。

附、無由緒して他国之者と寄合申間敷事。

13、博変は令停止畢。碁、將碁等に至る迄勝負をかけ仕間敷事。

附、傍輩に対し無由緒して過分の振舞致し、

或は乱舞遊興を催し或は大勢の寄合不可有之事。

14、風呂屋、傾城町等へ参間敷候。并若衆道の儀堅く停止たるの条、其間の使をも仕間敷事。

15、縁辺之儀私を以て不可定。左様娶之規式美々敷不可致事。

16、跡式之儀養子は前方相定むへし、実子は前方相統の礼可令致也。末期に及ひ不屈の遺言有之は其品に随ひ不可有捨事。

17、門の出入猥に不可致之。勿論暮六ツ以後出入不可仕候。若無換儀有之候て人を出すに於ては家老共に仔細可相断事。

右之条々堅可相守者也。

石の家訓を前代信義の頃寛永十一年(一六三四)年)に出された家訓(注)と比較するときは、一段と詳細になり、五箇条より十箇条にふえていることを知るのである。そして信義時代の一般的、抽象的なものと異なり、更に藩士の日常の行動の各方面にわたって規制しているのを見る。そこそこ個々の条文の主要なもののについて見ると第一に、公儀よりの命令を堅く守るべきを述べ(一)条)、次いで

藩の支配層は公正に職務を扱い、派閥や依怙夤緣をしないよう戒めている(2条)。治安を確保する見地からは、創傷を蒙った者を隠し置くことのないように、又他国より来た者を無断で泊めることのないよう命じている(4条)。更に風俗を正す趣旨から博奕賭博を禁じ(13条)、遊里への出入や若衆道(男色)を禁止した(14条)。又日常の礼儀作法として道を行く際の心得を説く(7、8条)。相続については、末期養子を禁じ、養子に前もって定めておくことを命じている(10条)。暮六ツ(午後六時)以後の門の出入も禁じられた。

## (二)

以上の諸法度、家訓は更に個々の訓令・定書によつて一層具体的に規定されることになる。

寛文八年(一六六八年)四月の御留守御城番に對する訓令、寛文十二年(一六七二年)八月の御家中家督麻氏の作法、延宝三年(一六七五年)十一月の藩庁日記の記録に關する規則、延宝五年(一六七七年)三月の江戸表御供方心得、延宝六年(一六七八年)十一月の武芸練磨の心得、延宝七

年(一六七九年)二月の參觀交替の節の道中掟、延宝九年(一六八一年)七月十八日の役祿及び分限に依る持道具の定、元禄三年(一六九〇年)の諸願諸届書の様式についての定、元禄十四年(一七〇一年)二月十二日の勤務状況を厳正にする爲の訓令、同年二月の家老、用人への職務取扱に關する申渡、その他大目付、郡奉行、町奉行、勘定奉行や諸役人の勤務内容や事務取扱の順序に關する詳細な規定、宝永元年(一七〇四年)二月の領内の里程及駅々駄賃の定、寛文元年(一六六一年)閏八月の町人法度、延宝九年(一六八一年)正月の寺社の制等、信政時代に至つて法制面は一層整備され、一々枚挙に遑がない程である。これは信政の節目を嚴重に正された性格の反映であるとともに、これまでの政務がいわは慣習を中心に行われて緩慢であつた<sup>(注二)</sup>事態を一新して、明確な職制を規定し、事務能率の向上と支配体制の整備を圖つたと見ることが出来る。

そこで、当時の藩を経済的に支えた農民に対して、どのような統制が行われていたか、更にこれ

を管理する郡奉行の職務内容としてどのようなるものが規定されていたかを見ることにより、信政時代における法令整備の具体例を示そう。

農民統制を知る好箇の史料として、延宝九年（一六八一）正月廿一日に出された簡書がある。これは青森県史や「信政公事續」には収録されていないので、やや煩瑣ではあるけれども全文引用することにする。（注一）

### 条々

一、御公儀御法度之趣を相守、諸事無相違様ニ可仕候事。

二、吉利支丹宗門之儀以前より年々西度つ、相改候通、殊心を付見届聞届改可申候事。

### 五人組之事

三、百姓共於在し五人組を定、諸事申合耕作等念入可申事。

四、五人組仲間ニ不届之者有之、耕作不入念、田畑荒候者有之は、五人組能く異見を可申事。不台点者ハ代官江申断可受差凶事。

五、五人組之内隣郷他国と折々往来仕者有之状、又ハ不届者ニ宿を借置事有之ハ、仲間食義之上改可申候。事ニ依品々代官へ可申事。

六、五人組之内他国江参候者不及申、私籠江罷出一夜二夜寓申候共、五人組江子細可申断事。

七、近年順礼拔参之号し、田畑家業を捨、他国江趣候事有之、向後五人組名主相談之上代官へ相断、可受差凶事。

八、五人組之親類縁者他国江参候而、逗留仕候ハ、五人組江可申断候。五日以上は名主江可断事。

九、手裏者不及申、怪敷者隠置申問敷事。

十、独身之百姓頭、紛れ無之（ムシクヒ）耕作兼候ハ、五人組ハ不及申、其一村として相互ニ助合、田畑仕付年貢可令收納候事。

十一、紳中江奉公ニ出候ハ、先々落着所を名主五人組ニ知可罷越事。

十二、他国江罷越候者ハ郡奉行代官江申届、可受差凶候。正他国より引越罷有候者有之は、是又可爲同前ノ様之儀五人組無由断改可申事。

13、行衛不知浪人ニ宿借不可申候。左由緒有候而浪人抱置候ハ、召主改、郡奉行代官之差圖可受事。

14、博奕諸勝負を好候者有之は、五人組改候而、意度可申出事。

15、百姓之内至而孝行成る者又ハ無道至極成者、五人組改候而代官迄可申出候事。

百姓身持之事

16、御公儀御法度ニ茂、土民雜殺を被下答之由ニ候得共、当所之もの近斗大方推殺不用、天々庇し諸事奢有之候。依之百姓共次第二手前不便仕候而年貢諸役未進出来候。此段自分之奢方出候間、以來五人組申合、諸事奢を止、身を持立候様可仕候。若身持等不届開候ハ、郡奉行代官見届開届次第急度可申出事。

17、百姓衣類手前宜く共、絹袖無用之事。但大拾己上七拾己下は手前勝手次第下着ニ可仕(ムシ)妻

子等礼、時絹袖不苦候。百姓之衣類紫紅不可染、此外之諸色不苦。帯金入(ムシ)無用之事。

18、家居之事分限方結構ニ仕間敷候。但海道筋町

並之處ハ郡奉行代官可任差圖事。

19、耕作之隙々ニ付屋敷之垣を念入、家之屋棟、壁茂損し不中様可仕候。屋敷に候ハ樹木接木を(ムシ)屋敷くろろ申候様ニ可仕候。如斯心掛候者ニハ速々申上候而御裏美被下候様可仕候事。

20、百姓子供多候故、兄弟之かゝり人有之故、又親類縁者其身之厄介ニ罷成候者有之候ハ、田畑之畑分与候故、又ハ弘前家中町人江奉公ニ出シ、水飲無之様ニ可仕候。拾五才以上之者共在家ニ其儘差圖候様五人組見改可申事。

21、桑柘漆麻ケ様之物面々之山島ニ植候而田畑之外ニ諸用(ムシ)可心懸事。

22、百姓田島を捨置、或は商ひ、日雇賃仕事ニ出候者、五人組改候而出申間敷候。若郡奉行代官之差圖を不受、ケ様之儀仕百姓(ムシ)五人組共ニ可爲曲事。但耕作之隙は可爲格別事。

名主之事

23、名主は其所之百姓之手本ニ成候者候間、諸事至正敷仕、年貢諸役等小百姓江割付、依枯最腹無之様可仕候事。

24、小百姓之手前々寄物受申間敷候。

25、其身ニ不応家作仕間敷候。海道筋町並之所ハ、  
郡奉行代官之可任差函事。

26、衣類之爭手前宜候共、年若成共絹袖無用之事。

但病氣ニ付、養生之ため下着(カミソリ)等、不苦事。

27、名主妻子絹袖之外無用(カミソリ)。紅之色ニ不可染。

帶金入品無用たるべき事。

28、名主目分<sub>ノ</sub>之田畑取物之從分限、諸事奢之躰有

之は小百姓之手前申候而自由を仕候て可有之  
候間、小百姓共之内方訴人仕、郡奉行、代官江

可申出事。

百姓作法之事

29、田畑永代之売買仕間銷事。

30、婦取、質取、葬礼、年忌仏事、不似合沙汰仕

間敷事。

31、御公儀方御定外之舛、私之舛不可用得候事。

32、町人等申合御法度を背き鳥獸を殺し、或以当

所ニ而先質致し、石他国江遣候事可爲曲事、若

訴人出来候ハ、五人組迄可爲曲事。

33、神事祭礼輕可仕事。附、神事祭礼ニ付、他国

与勸進見分(カミツケ)

取撮之類一切不可留置事。

34、欠落者有之、親類縁者を便り参候共、不可隱  
置、早々代官へ可申断。挖置候而以末訴人有之

ハ、可爲罪科事。

35、諸士又若党江対し慮外仕間敷事。若家中侍共

在々江参、無作法成事仕候ハ、其身を承候而、

代官江可申届。右以末右之侍遺恨を蔵し百姓に

常々非分不仕様可申付事。

36、弘前惣構之内、草木并俵物等馬ニ付、中乘仕  
間敷事。

耕作之事

37、田畑共時分を不違手入能仕、土をかき草を取  
念入可申事。

38、鎌、鎌惣而田作之道具、念入見事ニ仕候者候

ハ、代官見届裏美可仕事。

所務之事

39、郡奉行、代官毎年相定候通、檢見念入、百姓

迷惑不仕様ニ可申付事。其所之收納相済不申内

者何方(コト)借物たり共不可済事。

40、收納未済已前は山伏道舎、諸勸進を堅在江



次申聞敷事。

41、其年之水損、旱損、風損其在々之火事等ニ付

、百姓迷惑仕候年ハ、猶以念入可申付事。但百

姓もたれ不(云々)可申付事。

42、米のしりへ、浪持、糾目前々相定置候通念

入可申事。

43、給人方之百姓、所移迷惑不仕様申付、代官所

之様子能見届、自分之所移可申付事。

44、諸役夫錢運上等之事、前々方相定置候通、違

背仕聞敷事。

百姓普請之爭

45、川押、川欠有之所之百姓共耕作之隙ニ申合候

而堤之修覆可仕事。

46、毎歳作米隙之時分、堤江土を置、水いかりの

時分難儀不仕様ニ土俵等用意可仕事。

47、井水かゝりの田畑、井水水道之普請常々念入

可申事。

盗之爭

48、郷中盗人有之時分ハ、村中声を立、近所申合

出合候て捕可申事。見逃聞逃ニ仕候ハ、後日御

穿鑿之上可爲曲事。遠所与盗人挿束候人、路次

之雜用百姓迷惑不仕様ニ可申付事。

49、出家、山伏、行人、薦僧、鐘叩、襍多、乞食

非人等盗人之宿を仕候事有之、又ハ同類共有之

然ハ、在家之者共能、穿鑿仕候而兎届聞届、郡奉

行江可申出事。

50、堂宮山林ニからまり不審成者有之は、名主ハ

断五人組申合期、代官江可申通、捕可申事。不

相成候ハ、品々代官江申通、可受差凶事。

51、山林近き百姓田畑を挂置材木盜候事、可爲重

罪、然ハ田畑を荒し其身手前宣者、材不可爲

盗人候間、五人組改可申出。假同類たり共訴人

仕候ハ、其罪、免し御褒美可被下候事。

52、山中筋鉄炮御免無之所々ニ而、百姓鉄炮所持

仕、昼夜山野ニ住し殺生を致輩有之は、同類た

り共、訴人可仕、(云々)召を許御褒美可被下、兎

逃聞逃隱置候者、後日ニ頭札御詮義之上、可行罪

科事。

53、盗人之雜物見出し其届有之ハ、早速名主五人

組立合衆儀仕可埒明、延引之上盗人欠落仕候ハ

五人組可爲曲事。

54、馬盜人之事、不限晝夜不審成者馬を引取候へ、殊次々送届、其所之名主五人組ニ可申断事。

55、御法度之背き番所之馬、御領ニ先遣候事、途中ニ而免及候へ、改之、名主五人組江可断、是又難爲同類訴人仕候へ、咎を免し御褒美可被下事。

56、田畑野山等隱置訴人之事、御褒美可被下候。隱置輩ハ死罪マハ可爲事。

百姓口論公事之事

57、百姓仲間喧嘩口論之事、五人組可取納。若死人有之ハ不論理非、相争可爲死罪事。

58、百姓公事之事、五人組は不及申、一村寄合無事ニ取納可申事。不相消候へ、其所之代官郡奉行江可申断。代官、郡奉行不取上候へ、評定所江持參可仕事。

59、百姓任意其外諸色訴訟申上候所を明々落仕候者、不可仕、若宿仕候へ、宿主、欠落仕候者共ニ可爲曲事。

60、野論、水論、境論等名主五人組念入証文次第

ニ可仕事。但証文有といふ共、其而百姓迷惑仕

一村一郷之難義及候へ、評定所江參候而可受差

凶事。

61、山論、水論ニ付、百姓弓鉄砲持良喧嘩事、理非ニ依左様之道具持參之方可爲曲事。

62、百姓親子之公事、可爲親次第事。但親之致様

田畑之配分格別非儀有之ハ評定所江參可受差凶事。

火事之事

63、在々之もの、火の用心可申付事。出火有之ハ其村近所之百姓駆集り、可消之。名主五人組念入可申付事。

64、親を殺、主人殺候者火を付候者、從類可爲死罪事。

65、徒党之事、如何様之訴訟申上候得共徒党を組

中間敷候。若結徒党候者、不依訴訟之理非或ハ一同或ハ頭取之者可爲罪科事。

右之段々以前方々雖申來候、今度御代替ニ付

殊如斯申渡候間、諸事可相守もの也。

延宝九年正月廿一日

右の条々に従つて農民統制を見ていくと、先ず五人組に関する規定が目につく。百姓は五人組という隣保組織により、相互に耕作に励むことを要請し（一〇条）、若し耕作を怠り、田畑を荒廢せしめたる場合は、五人組を通じてよく／＼意見を述べ、それでも聞き入れない場合には、代官へ申告すべきことを命じている（四条）。人の動きについてはもかたなり嚴重であつた。他國と往来し、あやしげな者に宿を提供するような者には、仲間で食議した上で改めるよう命じ（五条）、私前へ出かけて一晩か二晩止宿する場合でも、五人組に遊わらなければならなかつた（六条）。離村は当然に耕作を放棄することになるので、代官へ斷り、差函を受ける必要があつた（七条）。他領から来た者については、行方の分らない浪人には一晩も泊めてはならないし（八条）、親戚知人でも五人組に斷つて一泊さすこと、五日以上は名主へ斷ること（八条）が必要であつた。五人組内の風俗を矯正する趣旨から、博奕を禁じ、又特に孝行な者や無道

な者を申告する義務を課せられている（一四、一五条）。次に百姓の日常生活についても詳細に規制し、農業生産に精を出さず、少しでも年貢米の徴収を確保しようとした、それ故に衣、食、住について質素節約を命じ、身分に過ぎた奢を禁じた（一七、一八条）。食物については米食だけでなく、雜穀を心ならず交えることを命じた定が貞享四年（一六八七年）の定として出ていた。（金三）

一、前々百姓共常に食物之用意不覺悟、列而至秋中ニ米穀を費候ニ付、夏中耕作之節及飢渴候。以来正月三ヶ日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、此節斗食を給、此外之食事相定壹人前之内三々ニ米其外は雜穀并喰物に可相取品々交入可食之候。右節を給候儀勝手次第之事。附、朝夕之食事交物不致給候もの有之候は、兼而代官迄相達可任差函事。

一、於在々手廻整停止之事。右年頭節句或自分相庇之重税儀等有之節は、其所之庄屋江相断酒可相調候。重而其所江代官罷越候時分、右之委細庄屋可相達之事。

一、在々百姓共平日魚鳥調候儀無用之事。是又年頭節句祝儀事有之節は、輕者相調可申候。少茂重者調候者庄屋江相断可任差図事。其段追而添庄屋代官江可相違事。

右之通違背之者於有之ハ急度可逐<sub>レ</sub>會議者也。

貞享四年八月六日

これによれば、米食だけ許したのは年に數回を數えるだけであり、口頭は交物のあることが義務づけられていたのである。酒は勿論祝事の方るとき以外は禁じられていた。然し酒が許される場合でも一々庄屋へ断つて調へることが必要であつた。従つて祝言、葬礼、仏事の如き大事を儀礼も簡素に行い(36条)、村のお祭等も質素にすることが要請された(33条)。

年貢徴収にはかなり細心に注意したようである。主に対する規定において、年貢、諸役の割当は公正に行ふことを求め(23条)、特に自然災害があつて百姓が困惑しているようなときは、慎重に割当てることを要請した(44条)。もっとも、徴収に當つては厳格であつたことを示すものに、収

納が済まない以前は、借金の返済に當てることを禁じ(39条)、又興行物や見物物が村へ入ることも禁じた(40条)。更に債権者である町人が、年貢が納まる前に、百姓から取立てようとしてはなぬないこと、百姓も米を消費しては取らぬことを訓令したものが、御用格に思えてゐる。即ち

### 覺

一、下々米穀を費し候事爲仕問敷候事。

一、年前江不入米を多持候故、借金之方江年貢前にはやく拂候事相聞候間、堅無用可被申付事。

一、町人共外借方之者茂年貢前ニ自分之借金取候事以之外私成事ニ候。此段急度可被申付事。

一、町奉行無油断申付年貢前ニ百姓米穀を不費候様、可被爲仕事。

一、天下一統之法百姓ハ米をハ地頭江上ケ、其身ハ穀物を自分之物ニいたし候事、相定る法ニ候。

然る所惣而差元ニ而ハ米を食物にいたし、其上百姓之米を拵候事、天下ニ無之事ニ候。当年之儀御收納方ハ不及申、諸拜借取立共ニ急度只今

ハ逐<sub>レ</sub>吟味、少茂無油断可被申付事。

宝永元年八月廿四日

これは宝永元年（一七〇四年）信政の晩年に属する頃のものであるが、調子がかなり厳しいものである。納入の際の俵や斛目、米の扱ひ方等々の細かい事に關しても、以前より定められた通り入金にするよう命じた（後条）。此の納米についての従前の定としては、寛文十一年（一六七一年）正月十一日、三世寺、高杉、板屋野御藏奉行へ命じたものがあり、もしさかのほつて寛文四年（一六六四年）十一月六日の御藏奉行への訓令がある。（注四）

徴収に嚴であつた反面において、独身の百姓が病気で、耕作出来ないときは、五人組だけになく村全体が助け合うことを求め（10条）、又子供が多かつたり、係累があつて貧窮に迫られてゐる百姓には田畑を分け与えてやるとか、弘前へ奉公に出してやるとかして、何とか生活が成り立つよう配慮すべきであるとしているのである（20条）。百姓に耕作、年貢納入を強く求めた以外に、川の堤防の修理や堰の手入れ、更に治安確保の見地

から相互監察による盜難、火災の防止、徒党の禁止、喧嘩口論の際の解決の仕方等々巨細に規定している。

(三)

以上のような「条々」は、幕府の法令及び各種のものも多く取入れてゐるように思われ、弘前藩独自のものとはいえないところであるが、信政時代に及んで、弘前藩の法制度が確實に整備されていった事例として上げた次第である。

更に在方を管理する役職である郡奉行の職務内容について、寛文五年（一六六五年）十月六日、時の郡奉行竹森殊太夫、北村与左衛門の両名宛、新しく令達されてゐる。（注五）此は二箇箇条に及んでおり、田畑、地所、水争い等訴訟の処理、堰の管理、荒廢した田畑の扱ひ、蔵米のうち朽米ある場合の処置、他国より逃帰つた百姓に対する措置、鷹林の管理、年貢の扱ひ、検地、道橋の普請等々職務を規定し、同時にそれを懈怠なく勤むべきものとした。又年貢徴収の公正を期する上から信政時代、貞享年間に大規模な土地調査・検地を実施し

て田畑の広狭、良否を考量し、上、中、下の等位を定め、租税を課する標準としたことはよく知られており、弘前藩は信政の余蔭をその後長く受けることになつたのである。

こゝでは、信政の事績のうち農民政策の一端を悉も不十分に紹介したに過ぎないのであるが、信政歿二百五十年に当り、敢て筆をとつた次第である。

注一 角田簡の「近世人鏡録」巻十に「元禄中大府大扨諸侯可任大業者。得七人。信政爲其巨擘云。……」へ津軽歴代記類 上 一七八頁参照、みちのく双書

注二 工藤家記に「明暦二年二月二日、津軽十郎左衛門信英殿、御後見被壽家仰候。是ハ殿様御幼年ニ被成御座候ニ付てナリ。依之御分地高五十石被遣之。」へ津軽歴代記類上 一〇〇頁

注三 工藤家記に「明暦二年閏四月十一日、津軽十郎左衛門殿、弘前下着、万事御仕置被成候。

（津軽歴代記類上 一〇〇頁）

注四 「奥富士物語上」三二頁へ青森県叢書第八編「外崎覚」弘前城主越中守津軽信政公シカ九

頁参照。

注五 青森県史第一巻四〇〇頁には奥富士物語からの引用として「衾カ赤カ……」とあるが誤植であらう。

注六 青森県史第一巻四〇一頁では「訓令十七条ヲ藩士二頒ツ。」として諸法度を掲載しているが、十一箇条を数えるだけである。寛文二年に御家訓として出されたものは十七条から成つてゐる。

注七 「津軽信政公事績」二頁には「益基」とあるが、「益合」が正しいようである。

注八 御家訓十七箇条（寛文二年）は県史には見えない。こゝでは「津軽信政公事績」に収録されてゐるものと、「御定法古格」へ津軽古圖書保存会文庫）にあるものを参照して掲載する。

注九 「津軽歴代記類上」一〇四頁に「寛文二年田作十分之豊稔。是歳十七ヶ条之掟を定の、家中へ示す。」

注一〇 「津軽歴代記類上」八四頁にある。参考に掲げると、

一、從公儀段々被<sub>レ</sub>仰渡候御定法殊々、以可<sub>レ</sub>相守事。

一、文武兩道の学問可<sub>レ</sub>心掛儀尤に候事。附、弓馬太刀鎗鉄炮の技芸習練之事。

一、朋友ハ信を以交を要とすべし。少も無礼後怠有るべからず候。況頭奉行へ対し勿論之事。

一、髪のゆひやう鬢月代のすりやう、衣服、諸道具等、諸人の目に不立様に可<sub>レ</sub>仕候事。附、過分の長脇差、長かた太、可有<sub>レ</sub>遠慮候。并手揉の中間等召連無用之事。

一、諸奉行諸頭を初め、諸役末々迄役義の筋目を相守、出精可<sub>レ</sub>相勤候。惣て面々自分の覚悟を相嗜、奉公油断有るべからず候事。附、好酒いたすべからざる事。

右之趣雖爲家訓之旧制、今般政の中渡候上ハ、家中大小の諸士堅此旨可<sub>レ</sub>相守候。若<sub>レ</sub>於遠犯者、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>恥辱者也。

注二 このような事を示す事例の一として「奥富士物語上」三三頁に次のような一節がある。

「明歴以前の昔は諸士御城番殊に出刻限杯之義

御様やか互の用に付日を繰替、況んや出刻之義夜に入りても申合せしとかや。御城中在に如此程に御門々々逆も通路出来たりと聞ゆ。云々」

注三 津輕古図書保存会文庫の「御定法古格」下の本文による。所々に虫喰があり、判読出来たところの空白にした。弘前図書館郷土資料目録第一巻による。此の書は、文政頃、工藤行一の編纂になるものではないかという。書写に明かに誤りと思われるものもあり、多少問題であるが、他に善本を見出し得なかつたので、一応此によることにした。便宜上、条毎に番号を附した。

注四 「御用格」十二（弘前図書館蔵）参照。

注五 「御定書」(文部省史料館蔵)として七冊あり、寛文四年から延宝三年に至る弘前藩の行政上の取締法規や訓令を年代順に配列しているが、その中に出ている。青森県史第一巻六七三頁、四五四頁に夫々引用あり。

注六 「御定書」にある。青森県史巻一、五〇七頁に引用されている。

(昭和三十五年十月三十一日)